

遺言公正証書の申し込みに必要なもの

文京公証役場

東京都文京区春日1丁目16番21号

文京シビックセンター8階

電話：03-3812-0438

FAX：03-3812-0413

No.	チェック	必要な書類	補足説明
1		遺言者本人の印鑑登録証明書 1通 (発行から3ヶ月以内のもの)	※公正証書作成当日には、実印をご持参ください。
2		遺言者本人の戸籍謄本 1通 (遺言者本人と相続人全員が記載されているもの 改製原戸籍など)	・遺言者の本籍地でお取りください。 ・文京区に本籍がある方は、シビックセンター2F。 (窓口で戸籍謄本請求書の請求欄に『相続のため』と記入したうえ、担当者に「相続人全員が記載された戸籍謄本をください」と説明してください。 ・兄弟にあげる場合は、遺言者本人の親の戸籍謄本を取ってください。
3		親・子・配偶者・兄弟以外の人に財産をあげる場合 これを貰う人の住民票 1通	財産を貰う人の住所地の市区町村でお取りください。
4		不動産を相続させる場合 ・不動産の登記簿謄本 1通 ・固定資産評価証明書 1通 (1戸建の場合は、ご自宅にある『固定資産課税通知書に同封の課税明細書』で代用できます。)	・東京法務局、九段合同庁舎で取れます。(全国) ・物件所在地の市町村でお取りください。 東京都の物件は、シビックセンター6F 都税事務所で取れます。
5		預貯金等を相続させる場合 銀行名・支店名・預金種別・口座番号か証書番号メモしてください。 その他、特に指定して相続させたい動産があれば書き出してください。	預貯金等の額については、時間の経過とともに金額等が変わるため公正証書には記載しませんが、公正証書作成時点での大まかな金額をお知らせいただきます。
6		遺言執行者1名を決めてください。 遺言のとおり手続きを実行する人です。	遺言執行者は、配偶者、子孫、その他財産を貰う人でも差し支えありません。
7		公正証書作成時には、「証人」が2名必要です。 親族以外の人を2名選び、住所・氏名・生年月日・職業を書いてください。	心当たりがない場合は、当役場で適任者をご紹介します。お礼は一人5千円ずつお願いします。 ※公正証書作成当日には印鑑をご持参ください。

ご不明な点は何でもご相談ください。